

●国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業●
府中市農業用機械等共同利用支援事業補助金

物価高の状況下であっても、小規模農家(兼業農家等)が共同利用する農業用機械等の共同購入経費の一部を支援し、再生産可能な地域農業の経営基盤整備を目指し、「農業用機械等共同利用支援事業補助金」を交付します。



1. 対象者及び要件

府中市内に住所を有する農業者。ただし、法人を除く。

※農業者2戸以上で地域の営農に取組み、農業用機械等を共同利用すること。

2. 補助内容

共同利用するための農業用機械等(下記参照)の共同購入(更新及び新規導入)に要する経費の3分の2(上限:100万円)

※ただし、共同利用する一体制につき300万円を上限とする。

【対象農業用機械等】

トラクター、田植機、コンバイン(多目的コンバイン含む)、草刈機(リモコン式、自走式又はトラクター作業機に限る。)、農業用ドローン、トラクター付属機器(排水対策機械、畦塗機、ロータリー、ウイングハロー等)

※新品、中古問わず。ただし、中古機器の場合はメーカー等が3年以上の使用に支障がないことを証明すること。

※税抜き価格が30万円以上であること。



3. 募集期間

募集期間:令和8年5月1日(金)~ 6月30日(火)

※予算額に達した時点で締め切ります。

4. 申請方法

募集期間中に、補助金等交付申請書に次の書類を添付して、申請先に提出してください。

- 農業用機械等共同利用支援事業事業計画書
- 農業用機械等のカタログ、見積書等
- 共同購入したことがわかる書類(「共同購入に関する覚書」等)

5. 問い合わせ先及び申請先

府中市役所農林課農業振興係

〒726-8601 府中市府川町315番地

TEL:0847-44-9158 FAX:0847-46-1535